

平成27年7月8日

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について
(平成27年7月8日 諮問第18号)

[V-Lowマルチメディア放送の周波数の有効利用に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(豊重課長補佐、松元係長)

電話：03-5253-5786

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について

1. 諮問の概要

V-Low マルチメディア放送と近接する他の無線システム（航空無線航行システム等）との周波数共用を可能とするとともに、より効率的な放送区域を確保する観点から、柔軟な周波数の使用を可能とするため、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更するもの。

2. 変更の理由

V-Low マルチメディア放送は、各地方の都道府県からなる「地方ブロック」を対象とし、地域密着の生活情報や安心安全情報等を放送する「地方ブロック向け放送」として、地域の活性化やより安心安全な社会の実現に寄与することが期待されている。

V-Low マルチメディア放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数については、基幹放送用周波数使用計画（昭和 63 年郵政省告示第 661 号）において告示されているところ。

このうち、103.5MHz を超え 108MHz 以下の周波数帯を使用する V-Low マルチメディア放送と近接する周波数帯（108MHz を超え 117.975 MHz 以下）を使用する航空無線航行システムとの周波数共用を図るために、一部の地域において、V-Low マルチメディア放送が使用する周波数を、より離調すること（105.571429MHz を 105.428571MHz とすること）が有効であると考えられる。

したがって、他の無線システムとの周波数共用を可能とするとともに、より効率的な放送区域を確保する観点から、柔軟な周波数の使用を可能とするため、真に必要な場合は、V-Low マルチメディア放送が使用する周波数を 105.428571MHz とすることが可能となるよう、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する。

3. 施行期日

公布の日から施行。

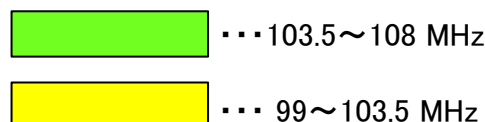
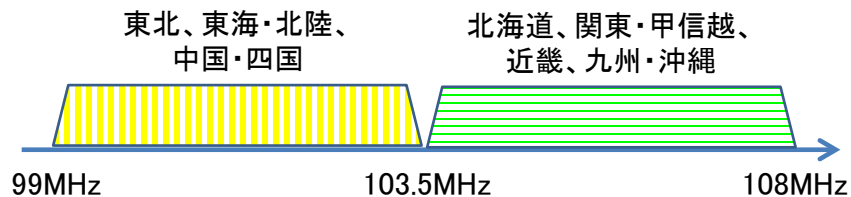
基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示の概要

V-Lowマルチメディア放送に使用される周波数の柔軟な使用を可能とすることで、より効率的な放送区域を確保する観点から、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更。

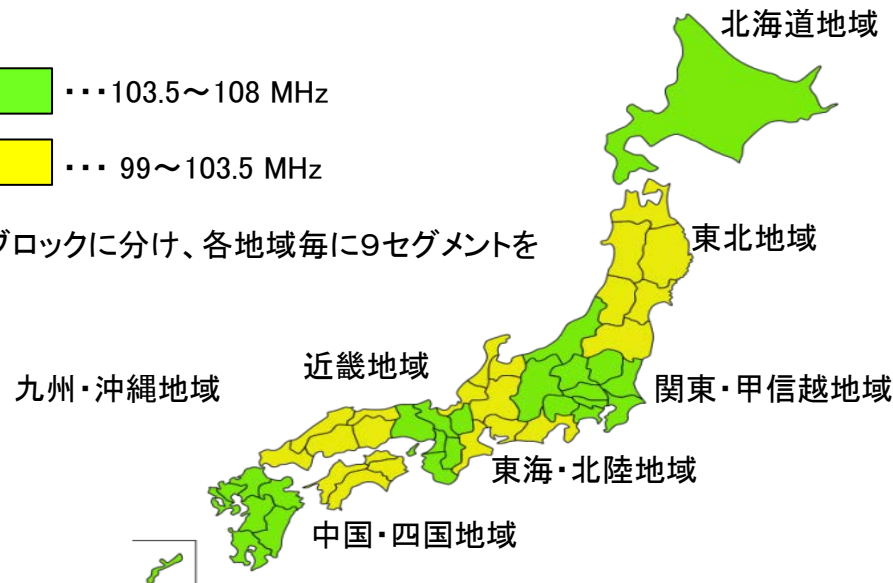
【変更内容】(下線は変更事項)

101.285714MHz

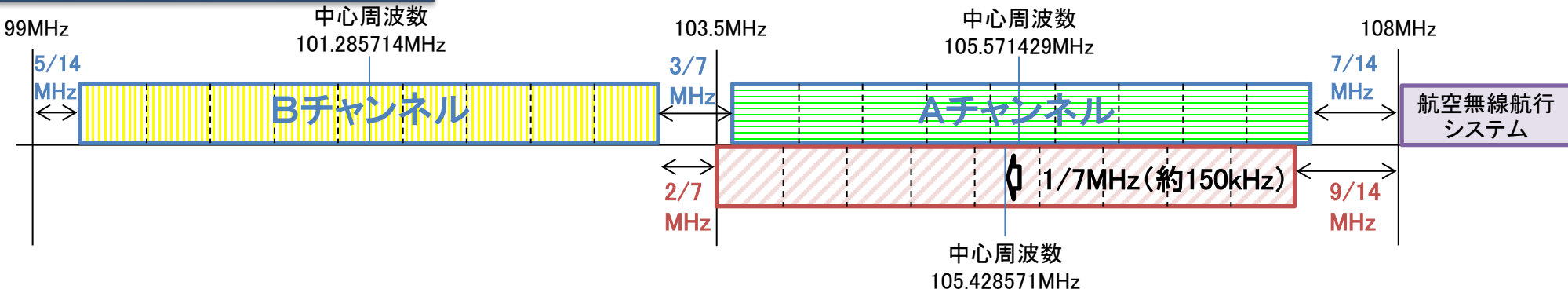
105.571429MHz(この周波数の電波を使用する放送局を開設する際に、混信又は混信の可能性が発生し、これを回避するために真に必要な場合は、105.428571MHzの周波数の電波を使用することができる。)



全国を7ブロックに分け、各地域毎に9セグメントを割当て



(参考) 周波数配置について



平成27年7月8日

99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送局の
予備免許について
(平成27年7月8日 諮問第19号)

[関東・甲信越広域圏「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(茅野課長補佐、榊原係長)

電話：03-5253-5793

99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動 受信用地上基幹放送局の予備免許について

～関東・甲信越広域圏「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許～

平成27年7月8日
情報流通行政局

概要

- 株式会社VIPから、99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画（以下「開設計画」という。）に従い、電波法（昭和25年法律第131号）第6条第2項の規定に基づき、無線局開設の申請がなされたもの。
- 審査の結果、同法第7条第2項各号の規定に適合していると認められるので、同法第8条1項の規定に基づき予備免許を与えることとしたい（注）。

注：基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）が変更され、本件無線局に105.428571MHzを使用させることができることとなった場合に限り、当該周波数を指定することにより予備免許を与えるもの。

1 申請概要

(1) 申請者

株式会社VIP（代表取締役社長 仁平 成彦）
（会社概要については、3頁のとおり。）

(2) 無線局の名称

V-Low東京（関東・甲信越広域圏V-Lowマルチメディア放送親局）

(3) 運用開始の予定期日

予備免許の日から6月以内の日

(4) 希望する周波数の範囲及び空中線電力

103.5MHzから108MHzまで 10kW

(5) 無線設備の設置場所

東京都港区芝公園

2 経緯概要

平成25年9月 「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」の公表

12月 制度整備（改正省令等公布・施行）

平成26年7月 株式会社VIPから申請があった開設計画（全7地域）を認定

平成27年6月 V-Low福岡局（九州・沖縄広域圏V-Lowマルチメディア放送親局）に対して予備免許

V-Lowマルチメディア放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務（関東・甲信越広域圏及び九州・沖縄広域圏）の認定申請受付

3 審査結果

電波法第7条第2項第1号（工事設計等の技術基準への適合性）、第2号（周波数の割当て可能性）、第3号（経理的基礎等の有無）及び第7号（基幹放送局の開設の根本的基準への適合性）について審査した結果、一定の条件の下、いずれも適合していると認められる（主な審査結果は次頁のとおり。）。

主な審査結果

(1) 業務を維持するに足る経理的基礎の有無

【事業収支見積り】

(百万円)

- 事業収支見積りについては、収入、支出が適切に計上されており、平成28年度に当期純利益が単年度黒字に転換し、利益剰余金が確保される計画となっている。

- ✓ 売上高については、主に全国7地域におけるソフト事業者からの放送局設備供給役務料金収入が計上。なお、関東・甲信越広域圏、東海・北陸広域圏、近畿広域圏及び九州・沖縄広域圏については本年度内、東北広域圏及び中国・四国広域圏については平成28年度内、北海道については平成30年度内の放送開始を見込んでいる。

- ✓ 費用については、技術費、減価償却費、障害対策費、電波利用料等を計上。減価償却費は主に特定基地局の整備(平成31年度までの5年間で大規模・中規模局62局、小規模局133局、計195局(約176億円)を整備予定)に係るもの。

- 5年間のキャッシュフロー計算書を確認したところ、特定基地局の整備等に充てるための資金として、親会社であるBIC株式会社から約72億円を借り入れることとしている等、期間を通して資金不足とならない計画となっている。

- ✓ BIC株式会社においては、申請者への貸付等に充てる資金として、5年間で約72億円の外部資金調達を行う計画。調達方法については、増資を優先し、不足分については市中銀行からの融資を受ける方向(市中銀行からの融資検討表明書の添付あり。)

- 事業収支見積り等については、その記載内容が客観的に適切な内容のものであり、確実にその事業計画を実施することができるものであると認められる。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
売上高	680	4,553	5,698	7,608	11,520
営業費用	1,289	2,699	3,596	4,162	5,271
営業利益	△609	1,854	2,103	3,446	6,249
当期純利益	△626	1,422	1,331	2,182	3,973
利益剰余金	△737	685	2,016	4,198	8,172

(2) 特定基地局の開設指針への適合性

- 本申請は、平成26年7月15日に認定した開設計画に従って申請がなされたもの。認定時と比べると特定基地局整備の後倒し等が生じているものの、世帯カバー率等、特定基地局の開設指針の各規定には適合していると認められる。

(3) 技術審査

- 工事設計の電波法第3章に定める無線設備の技術基準への適合性、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は放送法第121条第1項の技術基準等への適合性、業務を維持するに足る技術的能力の有無、周波数の割当可能性及び基幹放送局の開設の根本的基準への適合性について審査したところ、各規定に適合していると認められる(注)。

注：現在基幹放送用周波数使用計画において本件無線局に使用させることができることとされている105.571429MHzについては、航空無線航行業務用無線局に混信障害を与える可能性があるところ、105.428571MHzであればそうした可能性はないものと認められる。よって、同計画が変更され、当該周波数を使用させることができることとなった場合に限り、当該周波数を指定することをもって、適合していると認められるもの。

※電波発射の運用等につき条件あり。

株式会社VIPの概要

- (1) 本社 東京都千代田区麹町
- (2) 設立 平成26年1月16日
- (3) 資本金 40億円
- (4) 出資者 BIC株式会社(100%)
- (5) 主な業務 マルチメディア放送の基幹放送局提供事業
- (6) 役員(いずれも常勤)

代表取締役社長 仁平 成彦

(兼 株式会社エフエム東京マルチメディア放送事業本部副本部長)

取締役 小田 慎也

(兼 株式会社エフエム東京マルチメディア放送事業本部開発部長)

取締役 川島 修

(兼 株式会社エフエム東京総務局技術部長)

監査役 東 和志

(兼 株式会社エフエム東京執行役員グループ経営管理室長、BIC株式会社監査役)

【使用可能な周波数】

- ・ 東北広域圏、東海・北陸広域圏、中国・四国広域圏
99MHz~103.5MHz以下
- ・ 近畿広域圏、関東・甲信越広域圏、九州・沖縄広域圏、北海道
103.5MHz~108MHz以下

